第16号
PIWU
2013年12月2日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

“自爆営業” ノルマと圧力

代金立替禁止！ コンプラ違反は問責も

年賀はがきの「自爆営業」が年末始繁忙を前にマスコミで大きく取り上げられ、本社は「不適正営業として根絶」を明言しました。組合は、これまでも本社や支社、郵便局にコンプライアンスの厳守と行き過ぎた目標設定、パワハラを指摘、改善を求めてきました。

年賀はがき「自爆営業」、11月17日付け朝日新聞は一面、二面を割いて郵便局の年賀はがきが社員によって金券ショップに持ち込まれている「自爆営業」の実態を大きく報道していました。

「自爆営業」問題は、組合もたびたび支社交渉で取り上げ、「自爆営業」が過度な目標設定と管理者のパワハラからなるもので、改善を求めてきました。同紙でも“郵便局員を「自腹営業」に駆り立てるのは何か。厳しいノルマと、上司からの圧力だ。”と報じています。

報道にもあるように、各支社や郵便局、正規社員、非正規社員によって目標が設定され、目標達成のために「買い取らざるをえない」状況が上司から言われています。都内の郵便局でも「サラ金に借りても買え」といわれた期間雇用社員もいました。

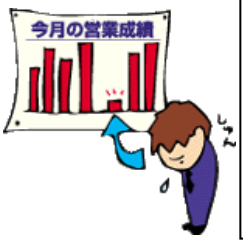

組合は、支社交渉で、金券ショップへの持込や、ネットオークションに出回っていることを指摘しても支社は「社員が持ち込んだとはかぎらない」「これまでも適切な営業を指導している。ひきつづき指導する」と真剣に対応してきませんでした。昨年の年繁交渉でも、組合の指摘に「事実関係が明らかでない」といい、調査を求めても「対応を述べる立場でない」と対策を取ってこなかった支社の責任は重大です。

買取り強要 パワハラは組合に！

本社は、本部との今年の年繁交渉で「不適正営業の根絶をめざしたい」と表明しました。そして、これまでの親戚や友人、知人などのつながりによる立替払いを禁止し、コンプラハンドブックを一部削除しました。さらに、立替を行った社員、実儒のない買取をせざるを得ないと感じさせる言動した管理者は問責の対象とし処分もあることを明言。これらの指示文書を発出し、支社を通じて徹底することを表明しています。

都内の郵便局ではまだ社員周知されていない局もあるようです。支社は、この本社の指示を各郵便局に周知、徹底し、各郵便局が全社員に周知しているか点検し、徹底することです。